

○深田百合子委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は8件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立病院、環境部、市民部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

市立病院所管の議案の審査に入る。

認第25号「令和元年度焼津市病院事業会計決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○石原孝之委員 8ページの外来収益なんですけど、外来の人数が1万人ほど減っている中で、逆に収益が増えているというところで、1日平均診療収入が増えているのは、なぜ増えるのか分からなかったもので、逆に入院が減っているじゃないですか。その分が外来で増えたのかなとか、よく分からなかったもので、教えてください。

○森下政安喜医事課長 診療収入につきましては、診療単価掛ける患者数という形で決まりますので、特に診療単価が高い診療科の患者数を増減、あるいは、診療単価の増減が全体の診療単価、今年度でいいますと1万3,624円ということで、890円上がっている形になりますけれども、診療単価の高い診療科の患者数が多かたりすると、全体の診療単価が上がるというような形にはなっております。

外来について申し上げますと、前年度に比べまして患者数が大きく減少している診療科というのもございまして、産婦人科ですとか小児科、形成外科というようなところが減少している科でございます。

一方で、患者数が大きく増加した診療科というのもございまして、血液内科ですとか、腎臓内科というものがございまして、そういった中で、全体としましては、患者数としては1万人減ってはいるんですけども、これらの科というのが、診療単価が高い診療科でございまして、結果として890円分ほど全体としての診療単価が上がっているという形になっています。

以上です。

○石原孝之委員 診療単価が高い、そういう背景だったり、あと、産婦人科がやっぱり減っているということで、産婦人科の患者数が、そういう少子高齢化、子どもを産む方が少なくなっているとか、逆に血液内科等の診療単価が高くなったということの社会背景というか、病院から見る地域の縮図というか、そういう部分でも何か因果関係があるのかななんて思いながら、逆に今高くなっている、患者さんが増えているところの背景を、具体的になぜかというところを教えていただけたらと思います、分かる範囲で。

○関 常司病院事業管理者 ごく単純にいうと、使う薬が高くなっているからです。新薬で、例えばオプジーボとか、いろんな薬が出てきていて、それを使うことが増えているので、一般の外科とか産婦人科、消化器内科でも、そういう化学療法、がんに対する薬

で使っていますけれども、さっき言った血液内科、うちは常勤の先生が来て、大分患者が増えたので、血液内科は特にがんの治療に特化していますから、そういうところがあって増えているということです。

さっき言った産婦人科の減少に関しては、何でこんなに減っているのかといろいろ調べたんですが、ほかの地域に行っているということではなくて、予想よりも子どもを産む世代と子どもが減っていると、少子化がかなり進んでいると、そういう統計が後から出てきまして、そういうことだと思うんです。

- 渋谷英彦委員 私が承知しているのが、やっぱり高規格医療のほうに重点を置くべきであるということで、当然、入院患者を増やして外来患者を減らしていくというのが病院の方針かというふうに思っているんですけども、そういった点で、今回も大分償却資産も多くなっているし、高規格の医療機器に大分投資しているというところが見られるわけですけども、これは計画どおりに行っているという判断でよろしいのでしょうか。
- 関 常司病院事業管理者 外来を減らしてというのは、病院の方針はさることながら、国の方針がそうなっていますので、ちょっと前までは、紹介状なしの初診料5,000円を取るのが500床の病院、それを400床に減らして、今度は300床か200床に減らしてというので、要するに大きな病院にはなるべく患者を送らないで、かかりつけ医のところに行きなさいというふうに国が誘導していますし、診療報酬上もそういう誘導があるので、病院の方針よりも何よりも、そういう国全体の方針で行くというところがあると思います。

ただ、入院を増やすためには、ある程度の外来の患者を抱えないと駄目なので、外来の患者を減らせば、うまくいくかということ、そうはいかないと思いますけれども。

- 渋谷英彦委員 先ほどの外来患者の医療単価が上がっているのは、高い薬を使っているからだというような御説明がありましたけれども、私は、外来患者の単価が上がっているというのも、そういったような患者さんが来ているから単価が上がっている面があるのかな、要は、市立総合病院としての役目を果たすために、そういった外来患者が増えている内容は、入院には至らないけれども、それだけの必要な医療を市立総合病院が提供しているから高い単価の外来患者が増えていると、こういう解釈でいいんでしょうか。
- 関 常司病院事業管理者 そのとおりだと思います。風邪の患者だけ診ていても診療単価は上がらないので、濃厚な治療をしなくちゃいけない患者がいて、入院するほどではないんだけど外来で診ているという患者が多いということだと思います。
- 岡田光正委員 私も今のところをちょっと着目させてもらって、根本的に産婦人科、形成外科、小児科、これがずどーんと落ちこちてというようなところ、これだけがちょっと心配なんですけれども、そういった少子化ですとか、そういった問題だけなのかというところももう一度回答していただけたらと。
- 関 常司病院事業管理者 形成は常勤の医師がいなくなりましたが、これは来年あたりに復活する予定ですので、一時的な問題だと思います。

産婦人科に関しては、かなりいろんなところを調べて、他の病院に行っていないかというのを調べましたけれども、例えば藤枝市立総合病院の産婦人科も同じような割合で減っていますから、全体的に減っていると思います。

- 岡田光正委員 次に、その他未払金、それから、過年度未収金が今年結構入っています

よね。それらの今後の見通しはどうか。

- 森下政安喜医事課長 今、未収金の御質疑ですけれども、未収金の全体額としては、ここ数年で減ってきてはいます。

ただ、依然として、額としてはある程度の額がございますので、現在、まず未収金を出さないというような形で、事前の防止策というのを講じる必要があると思っております。そちらについては、例えば、入院する全ての患者さんにつきまして、限度額適用認定証という証明書の取得を促しまして、病院への自己負担支払額をなるべく少なくするような御案内をさせていただいております。

ただ、認定証につきましては、社会保険の本人、家族についてはそのまま無条件で発行されるのですが、例えば国民保険の場合、保険税に滞納がある場合というのは発行されないというようなところにもなります。

認定証が発行されませんと、滞納につながるというような形というのは、傾向としてはあるものですから、そちらについては、そういった情報が把握ができたときに、早めに対応をさせていただいております。

また、未払金の発生後の対策としましては、今、徴収員2人を常時雇用しております、電話連絡による催告、文書催告による訪問徴収等を業務として行っております。

また、そちらの徴収員が6か月程度対応しても支払いをしていただけないような場合につきましては、債権を弁護士事務所のほうに移管をしまして、弁護士に回収を委託するなどしております、そういった取組の中で、今、年々ですが減少しているということで、これからも続けていきたいと考えております。

以上です。

- 鈴木大紀病院事務部次長兼企画経理課長 その他未払金について御説明をいたします。

これは、病院総合情報システムの9億3,000万円について、3月にシステムを入れて、その月に支払えば、その後、決算で済んだわけですが、業者の都合で翌月4月の支払いになったため、未払金が多くなってしまったというものです。

あと、内訳でございますが、そういった資産購入の未払金と、退職給付引当金が今年度1億9,900万円、昨年は1億5,200万円、やはり退職金の関係で、過去の病院勤務者を一般会計で振り替える分、これがやはり1,200万円ほどありまして、その他未払金につきましては、昨年は少し例年と異なる金額になりました。

よろしく申し上げます。

- 松島和久委員 項目がどこかということではなくて、コロナ禍において、令和2年度の3月31日までの決算の中に、新型コロナウイルスの影響ということで、収入及び支出等、特筆をするものがあるのかなと思ひまして、あるようだったら教えていただけますか。

1月に発生しているよと、日本国内でも。それが3月に拡大の傾向が出た時点において何らかの対策をその緊急事態としてやったことがあるのか、それが反映されているのかどうかということをお聞きしたい。

- 塩谷 郷病院事務部次長 令和元年3月の年度末におきましては、やはり患者数につきましては影響が恐らくあったのではないかとということで推察はしております。

ただ、実際に、それに応じて何かというところにつきましては、歳出につきましても、歳入につきましても、実際のところに決算上、予算上のところで反映したものはござい

ません。

以上です。

○松島和久委員 御説明いただきましたので、理解できました。その時点において、マスクや防護服であるとか、医療器具とかも、何らかの対策を打ってあって、そういったものがここに反映されているのかなと思ったものですから、確認させていただきました。

○内田修司委員 前年度比較のところ、内容というか、教えていただきたい。例えば、14ページの中段下にある資本金繰入収入、これが増になっていると思うんですけど、先ほど説明いただいたんですが、この意味合いがよく分からなくて、教えていただけますか。

○鈴木大紀病院事務部次長兼企画経理課長 一般会計の繰入金で、企業債償還金に対する元金の2分の1をいただいているわけですが、それは、資本の分に出資金として計上をずっとしてきました。

ところが、総務省の制度改正で、そういうものを一括してその年度に収益化するんじゃなくて、後年にわたって順次収益化をしていくということと同じように、一般会計からいただいたものを、返済の期間、減価償却に合わせて年度ごと、3条のほうに計上していくと、そういう制度に基づいて、この決算から反映をさせていただいております。

以上です。

○石原孝之委員 看護師養成費に関してなんですが、ありがたいことに焼津市立総合病院は中部看護専門学校との連携もあって、年間の奨学金とか、免除された方だったり、あとは、看護師不足という中で、実際医療現場で働く看護師は結構若手が多い感じがします。入り口の部分と出口の部分、退職していく看護師という部分に関しても、年齢層だったり、その後の医療の最前線だったら介護のほうに流れているとか、その辺の医療と介護の話の部分を確認したいなというところがあって、若手の看護師、お母さん世代もいると思いますけど、退職した側と最初の採用の部分、その辺を2つ、もう少し掘り下げて聞いてみたいなと思って、教えてください。

○寺田浩己病院総務課長 ただいまの看護師養成費について、私のほうから説明をさせていただきます。

2,410万円という金額なんですが、42人分ということは先ほど説明をさせていただきましたが、一月5万円で482か月分の金額となっています。

○山梨美鈴看護部長 中部看護専門学校の卒業生としては、平成29年度は、41人のうちの39%の16名が焼津市立総合病院に入ってきております。平成30年度は、卒業生29人のうち44%の13人が焼津市立総合病院に入っています。そこからでしか追えないのですが、進学であるとか、また、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院、榛原総合病院以外に行くという者が1人であると、そういうことになりますけれども、だんだんパーセントとしては、令和元年、令和2年というふうに追っていきますと、焼津市立総合病院に就職する人数、パーセントは増えています。

○石原孝之委員 先ほど言った退職していく看護師の年齢だったり、その先の就職の部分について、教えてください。

○山梨美鈴看護部長 大変申し訳ないですが、どの年代の方が退職しているかというデータを持ち合わせてはおりません。

いわゆるシルバーナースと呼ばれる方たちの退職後の受入れというものは、当院で働いていた定年を迎えた方たちが再任用という形では採ってはおりますけれども、他病院から引き取るとか、そういうことは今のところないです。

- 太田浩三郎副委員長 手術支援ロボットの効果と、それから今の状況、要するに、焼津市立総合病院にとって宣伝効果も大きいだろうし、その受入れもどうなっているのか、お聞かせいただけるとありがたいですが。
- 塩谷 郷病院事務部次長 それでは、手術支援ロボットダビンチの件数を申し上げます。令和元年の7月から今年7月までの手術の実施件数になりますが、前立腺に対するダビンチ手術につきましては30件、腎ダビンチ手術につきましては2件の実績がございます。
- 関 常司病院事業管理者 効果ということに関していうとなかなか難しいところがあって、今のところ、このダビンチでやると診療報酬が高くつく、普通の内視鏡の検査よりもロボットでやったほうが高い手数料がつくというのは、泌尿器科領域に限られているんですね。前立腺と腎臓の部分切除、それだけで、例えば外科なんかも保険適用が通っているんですが、やってもあまりメリットがない。効果ということにおいては、要するに人を呼ぶと、新しいドクターを呼ぶと、ダビンチがないところよりは有利だという程度だと思いますけれども、そういうような効果が高いと思います。

当院に関しても、今のところ泌尿器科だけですけれども、産婦人科の領域でやろうということ、来年途中ぐらいには何とかできればというふうに考えております。

- 深田百合子委員長 副委員長、交代してください。
- 太田浩三郎副委員長 交代します。
- 深田百合子委員長 消費税の関係でお伺いしたいと思います。

新病院建設事業費、委託料が消費税8%のときなのか、それとも10%になってから契約したのかというのは、その金額、委託料はその後、かからないのでしょうか。

それと、次の医療機器のほうも、購入時期が消費税が10%になる前に購入したのか、それともその後かというのがよく分からないので、教えてください。

それから、材料費の明細書のところで、先ほども上限の説明がございました。特に注射薬品と血液関係が増えているんですけども、対前年度も比較してということなんですけど、これも消費税の影響がこういうところで現れているのかなということ、一方で金額が下がっているものもありますので、その辺のところ単なる患者数の減によるものなのか、単価が下がったのか、契約が変わったのかということがあったら教えてください。

全体的な消費税の関係で、単年度で消費税が1,700万円と3億6,000万円、これは単年度分ということでもいいのでしょうか。そのうち、10月からの2%分というのがどれぐらいか、この半分がいいのかどうか、それとも、長期前払消費税も含まれるものなのか、その説明をお願いしたいと思います。

- 幡野正浩用度施設課長 医療機械のところなんですけど、10月からは税率が上がるということが分かっていたので、とにかく令和元年度につきましては、なるべく9月までに契約して買ってしまおうということを目指して、一応、全体の金額でいきますと75%が上半期で8%の時期に買ってしまいました。残りの25%は調整もなかなか

つかなくて、下半期に買わせていただいたということになります。

それから、材料の関係なんです、例えば5ページの貯蔵表のところ、薬品で4,552万1,860円、これが今年の金額、要するに年度末の在庫で持っている金額なんです、その前の年ですと3,870万円持っていることになっております。上がっているのがやはり先ほどおっしゃったようなことで、どういうものが上がっているかという、C型肝炎とか、悪性腫瘍だとか、免疫不全、それから乳がん、そういった総合病院に特化した治療に関するものが多くなっているということになります。

以上です。

- 村松敏充新病院建設課長 新病院建設事業費の委託に関しては、2つの事業が10月以前、それ以外については10月以降の契約になっております。いずれも税率の改定前の契約であっても、税率は完了時ということになりますので、全て完了が10月以降となっておりますので、新病院建設事業費の委託に関しては全て10%の消費税となっております。

以上です。

- 鈴木大紀病院事務部次長兼企画経理課長 まず、全体的に、消費税の影響でございますが、5%から8%になった平成25年から平成26年度、そのときの納付消費税、雑損失、長期前払消費税合わせて年間1億2,300万円、3%増えたときに増えております。これは、ちょうど4月1日で変わり、年度ごと、比較がしやすいわけです。

というのも、今回は10月1日からでございます、以前、消費税の影響はどのぐらいの予想かということで御質疑があったときに、大体5,200万円ぐらい、この10月1日から半年間で5,200万円ぐらいの影響があるのではないかと想定をそのときはしたんですけれども、消費税の処理なので、収益的収入支出3条分については雑損失で科目を対応しているんですけれども、4条分については、一度、投資の長期前払消費税に費用化を計上いたしましたので、それで順次費用化しているものですから、精緻な金額は出ないんですけれども、ただ、用度施設課長の話もありましたように、設備のスケジュール的に分かっていたことなので、大きい設備の部分については8%で対応するべく、経費の節約や見直しが行われていくところでございます。

あと、やはり病院の負担増については、一般会計からの負担金補填というものは、消費税についてはございませんので、実際のところ、やはり診療報酬にその分上乗せするという国からの体はありますけれども、それほど十分補填があるかといいますと、その辺はなかなか難しいという現実があることも加えさせていただきます。

以上でございます。

- 深田百合子委員長 というと、消費税の影響額というのは、当時5,200万円を予想していたけれども、実際にはどちらのほうになるんですか。3億6,000万円のほうなのか、1,700万円のほうなのか。
- 鈴木大紀病院事務部次長兼企画経理課長 3条と4条に絡む部分がありまして、消費税及び地方消費税に係る経費につきまして、半年間でどのぐらいの影響があったかということは、今の時点では、手持ち資料の中で御説明が精緻にできないので、改めて提出します。
- 深田百合子委員長 改めて出てくるのね。たしか消費税5%に上げる前は雑損失に出ていなくて、黒字会計だったんですよ。消費税5%になった、それで8%に上がって、1

億2,000万円の赤字というか、雑損失が出てきて、やっぱりそれからどんどん経営から見ると大変な状況になってきていると思います。

その金額のほうは、また後でお願いしたいと思います。医療機械のほうも、10月から上がるというのを分かっているということで、その前に契約をしようという努力をしていただいたということは大変だったんだろうなということも考えられます。

消費税に関係しまして、保育所関係の保育所無償化と保育所給食費の副食費の市の補助というのが10月から同時に行われましたけれども、病院はどうになりましたか。当初予算審査で聞いたときには、含まれるか、含まれない、よく分からなかったと記憶しておりますので、今回、どういう状況なんでしょうか。

- 寺田浩己病院総務課長 保育所の給食に関してなんですが、今現在、お昼が300円、朝食が150円、おやつが50円というような料金設定になっています。病院の保育所になりますので、市の補助とか、その辺は入っていない形で、利用者の親に負担をしていただいているというような形になります。
- 深田百合子委員長 副食費の補助は所得制限があるものですから、多分、それに当てはまらないのではないかとすることは想像できるんですけども、保育料については、どの保育園も、認可保育園、認可外保育園も無償化の対象になっておりますので、病院の保育所も対象になっていると私は思っていたんですが、保育料はどうですか。
- 寺田浩己病院総務課長 当院の保育所は、ゼロ歳児から2歳児までの3か年の子どもが対象ということになっておりまして、その補助の対象は4、5、6歳ということになっているかと思っておりますので、ゼロ歳児から2歳児までの認可外の保育所ということで、補助等はないということで認識をしているものでございます。
- 深田百合子委員長 分かりました。認可外でも対象なんですけれども、所得制限があるんです。ゼロ歳児から2歳児の低所得、非課税世帯の子どもさんが保育園を使っている場合は無償化の対象なんですけれども、やっぱり看護師さんのお子さんになるということで、そういう所得の関係だと思えます。対象のほうは調べておいていただいたほうがいいかと思えます。今後、パートの方とか、いろんな収入の違いによっては対象になるかもしれないものですから、その辺のことをまた調べていただきたいと思えます。

以上でございます。

- 太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。
- 深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第25号「令和元年度焼津市病院事業会計決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

- 深田百合子委員長 暫時休憩する。

休憩（10：45～10：51）

- 深田百合子委員長 会議を再開する。

議第56号「令和2年度焼津市病院事業会計補正予算（第2号）案」を議題とし、当局

の説明を求める。

(当局説明)

- 深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田光正委員 新型コロナウイルス対策感染症対策事業費補助金ということで、特にこの対策に対してこういったものという規定はないですか。
- 塩谷 郷病院事務部次長 今の補助の規定というようなお話でございますが、こちらの全ての事業につきましては、厚労省のほうで今回、1次補正、2次補正で上げております新型コロナウイルス緊急包括支援交付金、いわゆる交付事業ということで、メニューが幾つもございます、そういったメニューの中で、当院のほうで取組ができるもの、それから、必要なものについて実施したいということで、10分の10の補助率で国のほうで補填をしていただきますので、そちらを県を通じて当院のほうに交付を受けるといったような流れになりますので、基本的には個々のメニューはそれぞれの基準がございます。以上でございます。
- 岡田光正委員 超音波画像診断装置は、1台、大体どのぐらいかかるんですか。
- 塩谷 郷病院事務部次長 確定の金額ではございませんが、例えば超音波画像診断装置につきましては、1台536万8,000円でございます。血液浄化装置につきましては、1台418万円でございます。その他、人工呼吸器装置や簡易印刷装置なども装備をしたいということで計画をしているところでございます。以上でございます。
- 深田百合子委員長 副委員長、交代してください。
- 太田浩三郎副委員長 交代します。
- 深田百合子委員長 収入の収益的収入及び支出のほうの新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業ということで、1,300人、1人20万円給付するということですが、1,300人ということは、市立病院の医療従事者、正規職員、パートさん、看護師さん、お医者さん以外の技術士以外の受付業務をやっている方とか全員ということよろしいですか。
- 寺田浩己病院総務課長 慰労金の対象者なんですが、当院の職員以外にも、維持管理業務委託を行っている職員だとか、あと、会計窓口の職員だとか、清掃の職員というような形で、厚労省のほうで示した職種の方全てということになっておりますので、数が1,300人ということで、最大で1,300人ということとなっております。当院の職員だけでなく、あと、応援で来てくれる医師、3月で辞めた医師というのも対象となってきますので、その合計した最大の数が1,300人ということで、そういう数を算出しております。以上です。
- 深田百合子委員長 パートの方とか、アルバイトの方も含まれているということよろしいですね。
- 寺田浩己病院総務課長 含まれております。
- 太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。
- 深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)



◇採決の結果、議第56号「令和2年度焼津市病院事業会計補正予算（第2号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田百合子委員長 議第60号「焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求め。

（当局説明）

○深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田光正委員 病床数はどのぐらいで、どのような対応をするのか、教えていただけますか。

○鈴木大紀病院事務部次長兼企画経理課長 1日に1人の予定でございます。3B病棟を予定しております。

○石原孝之委員 それだけショートステイのニーズがあるということなんですか。

○寺田浩己病院総務課長 焼津市の対象者なんですけど、重症心身障害児ということになっておりますので、養育手帳の障害程度がAに該当する人、心身障害者手帳の等級が1級または2級に該当する方ということになっておりまして、あと、人工呼吸器をつけた患者ということ、通常の状態におきましても、そういうような呼吸器をつけた患者さんということになろうかと思っております。

実際の数はいるんでしょうけど、最大で1人というような形で今考えてはおります。まだ詳細は市のほうと話が終わっておりませんが、一応利用される方としては限定されるということと考えております。

以上です。

○深田百合子委員長 副委員長、交代してください。

○太田浩三郎副委員長 交代します。

○深田百合子委員長 障害手帳とかいろいろ持っておられる方々が三千何人はいらっしゃると思うんですね。Aとか1級、2級の方も一桁ではないと思うんです。二桁から三桁はいらっしゃると思うんです。

それで、短期入所なので、最高3週間まで、1日から3週間までの入所として対応できるよということなのかなと思ったんですが、今お話を聞くと、1日だけということなんですか。それとも、その期間というのは、何日から最高何日までというのは規定のほうに載せるのか。

それから、自己負担というものはどうなるか、給食費とかもどういう扱いになるんでしょうね。1割負担になるのか。

○寺田浩己病院総務課長 市のほうから聞いているところでは、平成30年度は92人利用しているということを聞いております。令和2年3月31日現在だと75人の対象者だということ聞いております。令和元年10月現在で、人工呼吸器をつけている患者さんということ、いいいますと5人ということ聞いておりますので、当院の病室の5人の方が対象かなというところで先ほどのお答えとさせていただいております。

利用料は、利用者が1日2万円ということで、年間60日が限度の制度だということ

聞いております。実際、1日だけということではなくて、レスパイトですので、2泊、3泊というような形の1回の利用ということにはなろうかと思いますが、利用される患者さんの状況に応じて、その辺は変わるのかなということと考えております。

今現在、この制度を使わずに、医療としての入院も取り扱っておりますので、その日数が限度かなというところで考えてはいるところでございます。

ただ、先ほども申したとおり、まだ市のほうと詳細は詰まっておりますので、今現在、お話しできることはここまでかなというふうに考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員長 自己負担が2万円なんですか。

○寺田浩己病院総務課長 利用者が病院に支払う金額というところで、1日2万円ということ聞いております。

○深田百合子委員長 10年ぐらい前から、やっぱり病院でも重度心身障害者の方のショートステイ、デイサービスなどを受けてほしいというのをずっと聞いているものですから、今回そうした対応をしていただけるということで、本当によろやく一歩前進していただいたなというふうに思います。

しかし、1日2万円の自己負担はやっぱり高いので、我慢してしまうという、そういうお宅がないように、市の障害福祉サービスの1割の負担で対応できるような、そういう補助というのは必要かなと思いますので、ぜひ病院のほうからも働きかけていただきたいと思います。私たちのほうも働きかけていきますけれども、その点についてどうでしょうか。

○寺田浩己病院総務課長 市で主にやっている事業で、当院のほうもということで、今回の条例改正でやらせていただいたところです。市のほうと話をさせていただいて、その内容につきましては、今ある制度との整合性もあるのでしょうか、基本として、なるべく自己負担のないようにということでは、打合せのほうではさせていただこうと思っています。

○太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。

○森下政安喜医事課長 すみません、今の利用者の負担金のところで、少し修正をさせていただきたいと思います。

先ほど2万円と申し上げましたが、医療費の助成の関係がございまして、実際には利用者の方の負担金というのは、原則障害福祉サービス費の1割負担ということで聞いておりますので、訂正をさせていただきます。

○深田百合子委員長 副委員長、交代してください。

○太田浩三郎副委員長 交代します。

○深田百合子委員長 2万円の1割負担ということでもよろしいですか。

○森下政安喜医事課長 今申し上げたのは、全体サービス額がまだ幾らかというのは今の時点で決まっていないものですから、その1割負担ということになります。

○深田百合子委員長 また金額が分かったら教えてください。情報提供をお願いします。

○太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。

○深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第60号「焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田百合子委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩（11：13～11：23）

○深田百合子委員長 会議を再開する。

環境部所管の議案の審査に入る。

認第16号「令和元年度焼津市し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○内田修司委員 歳出の2款1項1目、し尿処理事業基金積立金で2,000万8,000円積み立てているんですけど、この積立金の残高は幾らですか。

○堀内千穂廃棄物対策課長 年度末では2億5,596万2,745円の残高となっております。  
以上です。

○深田百合子委員長 副委員長、交代してください。

○太田浩三郎副委員長 交代します。

○深田百合子委員長 主要施策概要報告書の196ページに、収集運搬業務の志広組投入量の実績が書いてあります。先ほど六千三百幾つという件数をおっしゃったんですけども、単独浄化槽が何件で、合併浄化槽が何件で、それで、清掃というのが、単独浄化槽は何か月に1回とか、独り暮らしのお宅によってすごい量が違うと思うんですけど、平均してどのくらいで清掃作業をしているのか、それと、合併浄化槽も平均を教えてくださいたいと思います。

それで、昨年度、台風の影響で単独浄化槽とか合併浄化槽などに被害が出たお宅があったと思うんですけども、どのくらいあったのか。それに対して対応とかはどうだったのか、お聞きしたいと思います。

単独浄化槽と合併浄化槽の件数については、くみ取りはまた別ですか。くみ取りの件数もお願いします。

○堀内千穂廃棄物対策課長 単独浄化槽の件数が、今すぐ手元に資料がございませんのでお答えできないんですが、先ほど説明させていただいたんですが、し尿くみ取り（仮設トイレを含む）が6,183件で、浄化槽は1万4,736件になります。それで、浄化槽は清掃が1年に1度、単独浄化槽は基本的には1年に1回なんですけど、容量によって期間が違います。

○嘉茂豊一環境部長 合併処理浄化槽は基本的に1年に1回で、単独処理浄化槽につきましても1年に1回清掃ということになるんですが、単独処理浄化槽によっては機能が違いまして、半年に1回とかというケースもございます。ただ、今実際に直営のほうでや

っているのは、点検後は民間業者さんがやっただけなので、民間の業者さんが点検をして、それでたまったら基本的に受けるような形になるんですが、浄化槽法では1年に1回やらなきゃならないんですが、1年に1回じゃなくて2年にというケースも生じているというのはございます。基本的に1か月に1回とか、そういう話ではないです。点検については3か月に1回という形ですけど、大体年4回ぐらいの点検、民間の事業者さんがやられている。それで、それに応じて汚泥がたまってきたら、清掃のほうをお願いするというところでございます。

それで、くみ取りのほうは定期的にたまる頻度が、大体期間がある程度分かっているものですから、定期的にお伺いするようなことでしております。くみ取りは6,183件なんですけど、そこに仮設トイレが入ってしまうので、今こちらで報告したのは世帯の件数になっているんですけど、実際生し尿のほうは、何回行ったかということで統計を取ってございまして、それについては生し尿が7,931件です。それで仮設が1,575件、大体仮設についてはイベント等でやっているんですけど、今年度についてはイベント等も中止になっているケースが多いものですから、仮設トイレというのは、建設現場とかそういうところを中心に伺っているような状況でございます。実際にこちらで行っている6,183件というのは、世帯数なので6,183件ということで御理解いただければというふうに思います。

○堀内千穂廃棄物対策課長 今年の台風第19号に関する御質疑ですけれども、水につかったお宅のほうを市の職員が巡回してございまして、111件のお宅で生し尿、浄化槽汚泥のくみ取りの作業をしております。

以上です。

○深田百合子委員長 くみ取りのお宅が111件ということで、正規職員の方が今回14名で、臨時職員が13名だそうですが、こういう台風被害のときに正規の職員が駆けつけてくれたんですが、臨時職員も駆けつけてくれたんですね。

○堀内千穂廃棄物対策課長 基本的には正規の職員が、その現場に駆けつけたということです。

○深田百合子委員長 111件で正規の職員14名だったら、とても大変だったと思うんですよ。休みなく対応しなきゃいけないかと思うんですが、どういう状況だったんですか。

○嘉茂豊一環境部長 基本的には休日については正規職員になりますが、平日については1台に2人乗るような形になっていますので、臨時職員も含めて行ったという現状でございます。それで、10月12日に台風が上陸いたしましたので、翌日については正規職員です。また、連絡をいただいて、平日については正規と臨時が一緒に乗車して伺ったということで御理解いただければよろしいかと思います。

○深田百合子委員長 それで、来てくれてすごく助かったと、あふれて大変な思いをしたという方のお話を聞いているものですから、そのときにすぐ駆けつけてくださることが、本当に助かったという声も聞かれました。

それでもう一つは、合併浄化槽、単独浄化槽であふれてしまった場合は、業者に連絡していただきたいということになっていると思うんですよ。それで、業者の人もすぐ来てくれたよというお話もあったんですが、どっちに電話していいか分からないという方もいらっしゃると思うんですよ。それで、公共下水がもうこれ以上増えないという中で、

これからは合併浄化槽が増えていくしかないと思うんですけど、市としてのフォローとか支援というのはないんですかね。

- 嘉茂豊一環境部長 御連絡をいただいた中で、清掃関係については市が担っておりますので市の職員がお伺いすると、そういうことで御理解いただければと思いますが、ただ、ブロワーという、機能的に空気を送るものがあるんですが、そちらの故障というケースが多かったと思いますので、そういう場合には清掃ではなくて点検業者さんが、機能しているかどうかというのを確認するものですから、そちらについては点検業者さんをお願いせざるを得ないものですから、その点については、一度、市のほうがお伺っても、また同じように点検業者さんをお願いしていただきたいというような依頼をするしかないケースがありますので、その点については御理解いただければよろしいかなと思います。

基本的には浄化槽は蓋がちゃんとしてあればあふれることはないんです。たしか2件あったと思うんですが、それは、ねじがちゃんと閉になっていなくて、蓋が開いたということでお伺っております。

以上です。

- 深田百合子委員長 ある地域では、あのときにトイレが使えなくなっちゃったんですね。だから浄化槽の問題じゃなくて、そういうときにお年寄りの皆さんとかは分からなくて、それで停電になったりいろいろありましたよね。だからどうしていいか分からないので。それで近所で、大きい袋に水を入れて上から押さえて、取りあえずはトイレに行かないようにという、そういうことがあったんですけど、すごく教訓になったというか、数時間でトイレの水が流れるようになったのはよかったんですけども、あのとき、一晩もトイレが使えなくなったらどうしたんでしょうというのを今思うとすごく不安になるんですけど、もしあのときにトイレが一晩使えなくなったときには、どういう支援があるんでしょうか。
- 天野勝義下水道課長 昨年の11月定例会の常任委員会の中で、そういった御要望をいただきまして、私どものほうもホームページのほうに、今おっしゃられたような、下水道をまずは使うことを控えていただきたいということ、それから、おもしろに乗せるようにというような、下水道の使い方についての情報提供はさせていただきます。ただ、使えなくなったとき、下水道が流れにくくなったときというものは、あくまでも流れにくいということで、施設そのものが壊れているわけではないものですから、処理場にありますとか、ポンプ場にありますとか、そちらのほうの水位を下げる努力を私どもはしておりますので、その水位が下がってくれば水ははけていきます。機械そのものが壊れているわけではございませんので、一晩ということであるならば、使用をできるだけ控えていただくというようなお願いをさせていただくしかないと思うんですけども、逆流をしてあふれてしまって困ったという情報は今のところ届いていなかったものですから、そういうお願いをさせていただくことについて、情報提供をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

- 嘉茂豊一環境部長 補足でございますけれども、浄化槽も含めまして、トイレが使えなくなった場合は、当然災害時という形になるかと思っておりますけれども、そういう場合には、「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」というのを各戸配布させていただいていま

すが、そちらのほうにも記載をさせていただいておるんですけども、便袋に吸収シートや凝固剤のついた携帯トイレの備蓄をしていただくような御案内をしております。携帯トイレの備蓄の目安が、家族の人数分の1日のトイレ回数で7日分ということでお願いはしているんですが、なかなかそちらの備蓄というのはまだ、全世帯の方にはさせていただいているかというと、そこまでは難しいのかなと思いますけど、そういう御案内はさせていただきます。

以上でございます。

○深田百合子委員長 ホームページを見れば分るとか、家族で生活している方はいいんですけど、単身のお年寄りの方とか認知症を患った方、認知症のあるお年寄りの方と一緒に住んでいる方で水が流れないのがよく分からなかったらしくて、ちょっと大変な事態があったというお宅もあったらしいんですね。そういうのは市のほうには行きませんから。だから、これから携帯トイレというのをお年寄りの独り世帯とか、やっぱり高齢者世帯に対しても、そういう啓発というか支援というのは必要かなというふうにも思いましたので、付け加えさせていただきました。

以上です。

○太田浩三郎副委員長 委員長、返します。

○深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第16号「令和元年度焼津市し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○深田百合子委員長 認第26号「令和元年度焼津市公共下水道事業会計決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田光正委員 決算内容につきましては、本当に堅調にやられているなという感じが非常にしています。実際のところ、今年度の2,700万円ちょっとの赤字ということなんです。それにつきましてはやむを得ないのかなという感じはしますね。

今回、令和元年度の実施予定事業が繰り越してあるんですけども、これは日本下水道事業団、入札不調になったんだっけ、前に一度。それで、今年度どういう状況になっているんですか。予定どおりいくのか。それによっては、また経費の問題が出てくると思うので教えてください。

○天野勝義下水道課長 ただいまの岡田委員の御質疑にお答えいたします。

今御発言のありましたとおり、処理場の改築更新事業につきましては日本下水道事業団のほうに委託をしております。

それで、入札不調の理由でございますけれども、単純に入札のほうの金額が合わなかったということございまして、基本的には現在請け負っている業者、日本下水道事業団に委託契約をしているわけなんですけれども、日本下水道事業団から発注している、ゼネコンと言われている業者との間の中で、入札をしたときにやはり金額的に少し折り

合いがつかなかったということと、あとは、現在処理場施設が稼働しております。その稼働している状況が続けながら、改築をするというなかなか難しい事業を展開してございます。さらに非常に狭小な現場で、部品とかも細かいのを使っておりますので、やはり慣れている業者でないとなかなか難しいところもありまして、あとはスケールメリットがございますけれども、焼津市の下水処理場クラスの規模ですと、大体同じような業者が、手を挙げていただいているんですけど、その中で金額的になかなか難しい部分。あとは工程的な関係で年度内の完了というものが、約束としてありますので、まずはその中で期限内の完了がなかなか難しいところもありまして、入札が不調になったということで伺っております。しかしながら、平成30年度から令和元年度に繰り越したのから、令和元年度から令和2年に繰り越したのものに関しましては、2か年での工程で考えておりますので、基本的に契約したものに付きましては順次計画どおり執行するということで、日本下水道事業団のほうと工程調整をするということです。

以上でございます。

○岡田光正委員 では、これから、経費的に増えるということはないの。

○天野勝義下水道課長 経費が増えるということはありません。

以上です。

○深田百合子委員長 副委員長、交代してください。

○太田浩三郎副委員長 交代します。

○深田百合子委員長 当年度純損失として2,782万円が出ているんですけど、これまで特別会計だったときはここは出ないところですよ。その分の予算というのは今まではどうなっていたんですか。

○天野勝義下水道課長 ただいまの深田委員の御質疑にお答えいたします。

特別会計に関しましては、基本的に歳入、歳出がイコールになるように予算を組みますので、最終的に精算というものは、よく2月定例会において補正によって調整したりするんですけども、基本的には下水道事業に関しましても、赤字になったという言い方は特別会計はないんですけども、一般会計からの繰入金を頂いておりますので、それで収支のバランスを取っていたということになります。しかしながら、公営企業会計になりますと、もちろん一般会計から繰入金というものはルールに基づいて頂いているところではありますが、そこは企業会計でございますので、抱えている財産、それから、運用する資産で支出する事業展開等々のバランスを取りながら決算を打ちましたところ、今回は2,782万664円の赤字が出たというような結果になったということでございます。

理由といたしましては、直接的に何が赤字だというふうになったわけではないんですけども、基本的には設備投資、公共下水道事業に関しましては、決算書のほうにも記載させていただいておりますが、減価償却費が非常に高い。お金のかかる設備が多い。これまでに処理場、管渠費等に非常に事業費を投資してきたという財産がございます。市からの一般会計の繰り出しとかもいただいて事業展開をしているんですけど、当初の決算におきましては2,700万円ほどの赤字が出たという結果でございます。

もちろん、一番最初の決算でございますので、私どものほうといたしましても、今説明したとおりの内容というふうには分析はしておりますが、ただ、やはり何年か事業展開

をしていかないと、どのように経営を進めていっていいのかというところもなかなか分からない部分でございますので、ここ数年は少し研究をしながら、どのような経営方針が正しいのかというものを私どもも勉強していきたいと思っています。今年度、今後の施設維持管理計画でありますストックマネジメント計画を策定いたしまして、それに基づいた経営戦略というものを立てさせていただいて、今後の下水道の経営をどのように展開していくかというところの計画も策定させていただきます。もちろんその計画も全てが最初の年ですので、正しく行くかどうかというものは分からない部分ではございますが、先ほども申しましたが、数年の間は少し手探り状態であるかもしれませんけれども、研究を重ねながらよりよい経営になるように努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員長 先ほどお話があった、初めての決算で、それでお金のかかる施設整備、改良とか修繕とかが多いということで、半年は消費税が10%になっているものですから、その影響も大きかったんじゃないかなということもあります。それで、この公共下水道事業会計と、先ほどのし尿処理事業特別会計も言い忘れてすみません、消費増税の影響額、2%ほどのぐらいだったのかというのを、また後日で結構ですので、数字を教えてくださいと思います。

以上です。

○太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。

○渋谷英彦委員 現実的に、今回2,782万1,000円の損失を計上したということになっていて、国庫補助金なり市からの繰入れがないともっと増えていくんじゃないかと。だから、これは現実的じゃないかもしれないけど、料金を値上げするということも検討していかないと、これはやっていけないんじゃないかというふうに思うので、今後の問題ですけれども、どうでしょうか。

○天野勝義下水道課長 ただいまの渋谷委員の御質疑にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、現在の赤字に関しまして、もちろん歳入といたしましては、事業に対する国庫補助金であり、起債であり、起債の償還もしなければならないのですけれども、歳入は市からの繰入金というものもないと確かに事業展開ができない事業でございます。御存じのとおり、下水道事業に関しましてはもともとが社会基盤整備という都市計画事業でありまして、本来ならば行政が行うべきものでこれまでも事業展開をしてまいりました。それが国の方針で、総務省から下水道事業も公営企業にしろという通達がございまして、今回企業会計に移行したんですけれども、確かに決算を打って初めて分かりますとおり、支出に対して歳入が少ない。単純に考えて、赤字が出ているというものは委員の御発言のとおりでございます。ですので、使用料の値上げ等に関しまして、平成30年度に値上げをしたばかりでございます。そのときに使用料の改定の審議会を開催させていただいて、そのときには5年に一度、改正の見直しについて検討しろという方針をいただいておりますので、今後、本年度は経営戦略を立てるわけではありますけれども、次年度以降、使用料の値上げにつきましても、上げる上げないは決まっているわけではありませんが、上げるとしたらどれぐらいするのか、本当に上げるべきなのかどうなのかも含めまして、審議会を開催させていただいて検討していきたいというふうに考えております。



以上です。

○深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第26号「令和元年度焼津市公共下水道事業会計決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○深田百合子委員長 以上で環境部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩(12:28~13:13)

○深田百合子委員長 会議を再開する。

市民部所管の議案の審査に入る。

認第18号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○内田修司委員 歳出の5款1項1目保健事業費の中の医療費通知事業費614万4,000円ですけど、主要施策概要報告書の70ページの医療費通知に書いてある件数がこれに当たると思うんですが、まず、受診された方、被保険者に発送する条件というのはどのようにしているんですか。

○平田泰之保険年金課長 こちらの発送する条件につきましてはですけども、病院にかかれた方、全ての方にお送りします。なおかつ、以前は世帯ごとを送っていたんですけども、最近個人情報ということもあるものですから、個人個人にかかったものに対してお知らせを発送している状況であります。

○内田修司委員 私ももっているのですが、そういうことだと思うんですけど、この制度は、聞くところによりますと、40年ぐらいもうやられているというふうに聞いているんですけど、これを出すことによる効果というのはどうなんでしょうか。

○平田泰之保険年金課長 医療費通知につきましては、個人の方に、通院されて医療費がこれぐらいかかっていますよというお知らせがまず1つです。それと、中には誤って請求がされている場合もないわけではない、100%ではないものですから、個人の方にそういうものを見ていただく中で、不正ではないとは思いますが、おかしいよという御報告をいただいたら確認を取るとかという、そういう作業もさせていただいています。

また、確定申告の医療費控除において、今までは、領収書を全部束ねて申告を出しているわけですけども、近年では、確定申告のときに医療費通知をつけていただければ、それが領収書の代わりとして使えるようになっているところでもあります。

○内田修司委員 今の回答の中で、それぞれ個人で確認して、請求が間違っているよとか、問合せは実際に来ているのでしょうか。

○平田泰之保険年金課長 ここ何年かはそういう状況はありませんでしたが、以前、実際

に問合せもあったケースがありました。

○内田修司委員 確かに確定申告等で利用するという意味合いで、被保険者もメリットがあるとは思いますが、デジタルの時代なものですから、将来的に、送付の方法とか、今、はがきでやって、実際この件数で、このぐらいの費用というのがかかるというのはそのとおりだと思うんですけど、そこら辺については、また御検討いただければというふうに思います。

○平田泰之保険年金課長 おっしゃること、もったもちはあるのですが、保険者努力支援制度の中で、年6回以上通知することということで、回数を下げるのはできなくはないのですが、その分、点数が下がるということで、国の制度の指標の1つになっているものですから、確かに1年間まとめれば、郵送料も安く済むというのもあるのですが、やはりそれが指標の1つになっていますので、今後は国のほうでもそういうことは検討していくのかなというふうには考えております。

○内田修司委員 了解です。

○岡田光正委員 平成30年度の繰越しが1億3,800万円で、その後、基金の取崩し5,732万円、これをしたわけですね。ところが、最終的に令和元年度を見ますと、1億5,247万円、これだけ繰越しの内容になるというような形で出てきたんですね。基金には戻さないんですか、これ。

○平田泰之保険年金課長 これは基金に戻すことも可能ではありますが、またそこで基金の取崩しする場合もあるものですから、取りあえずそのままにしておきながら、歳入歳出の調整の中で、戻すべきときには戻す処理をさせていただくという形でやらせていただく予定であります。

約5,000万円を取り崩して翌年度に繰り越したわけですが、その繰り越しをしたからといって、単年度で見ますと、実際は約1億5,000万円を前年度は繰り越して約1億8,000万円にはなってはいますけれども、基金の積立て等と基金の取崩し約5,000万円と合わせますと約2億円、実際としては入っているわけでありまして、それが約1億8,000万円になったということは、約2,000万円、単年度では足りなかったということでもありますので、基金に積むこともできなくはないのですが、積んでまた取り崩すという処理は、やはり年間を通した中ではちょっと大変なのかなというふうに思っております。

○岡田光正委員 まさにそのとおりだと思うんです。

だから、先に基金取崩しの予定をしていたけれども、1億5,247万円残ったよと、補正をやるでしょう。ではなくて、できるだけ事務手続も少なくしたほうがいい、こういったものを少なくしたいということを考えれば、もう少し緻密な計算をしてほしい。予算編成のときに考えていただけたらありがたいなと思ひまして聞いてみました。

以上です。

○平田泰之保険年金課長 おっしゃることは十分分かりますが、例えば2月補正で見るときに、大体予算を組むのは11月なんですけれども、11月の時点では9月までの診療費しか情報がない。2月までの5か月の医療費を見込むわけなんですけれども、やはり医療費というのは見込みが難しいものですから、近づける努力はしているのですが、どうしても5か月間を見込むというのはぴったりにはいかなくて、多少膨らんでしまうというのが今の現状であります。

○深田百合子委員長 副委員長、交代してください。

○太田浩三郎副委員長 交代します。

○深田百合子委員長 今、医療費のことが出たので、主要施策概要報告書の対前年度を見ますと、(1)の療養給付費は下がっているんですね、金額が。だから、対前年度で医療費が何%伸びると見込んだ予算で、決算では実際にどうだったかというのは明らかにしてほしいなと思います。

それから、主要施策概要報告書に一般被保険者、令和元年度と平成30年度で比較して出ておりますけれども、10年前は世帯で加入率が4割を超えていたし、人口では3割は超えていた。それが、今はそれぞれ32.66%と20.10%で、毎年5%ずつ減っているよというお話が議案質疑の答弁でもあったと思うんです。本当に加入率が勢いよく減っているという、ちょっと怖さも感じているんですが、実際に所得種別ではどうなんでしょうか。所得種別間の変動があるのか、それとも同じように減っているということなのか、教えてください。

国民健康保険税の収納率が93.75%ということで、前は一般被保険者の収納率が保険者努力支援制度に関係するということだと思ったんですが、今は全体の収納率ですよ。昨年度が93.75%ということで、来年度から93.87%に上げる。今、県は変える準備をしているということで、パブコメも終わったと思うんですけれども、今現在の収納率目標が93.48%だから、ぎりぎりを超えたよという収納率なんですけど、もし今と同じ収納率だと来年度はまたぎりぎりになってしまう。市のほうで評価指標変更のことについて、県に意見を上げているのかどうか。収納率目標が上がっても頑張りますよといっても、払う人はすごい大変だと思うんですけれども、減免や今の新型コロナウイルスの関係でもまた変わってくると思います。

決算を見ると、一般被保険者、国民健康保険税の収入未済額7億6,500万円もあるんですよ。この金額というのは、市税の中で一番多いんですよ。そういうお話がたしか予算のときにもあったと思うんです。この収入未済額の金額が多いというのは、国保税が高いからこそ、その分が払えなければどんどん増えていってしまうということもあるものですから、収入未済額の7億6,536万円、これを減らす努力をしなきゃいけないと思うんですけれども、債権回収対策事業費、何件の債権回収をされたのか。債権回収対策事業費の1,049万9,027円という金額の内訳が一体どうなっているのかというのを聞きしたいと思います。

杉田議員の議案質疑のほうでも、差押件数が758件、たしか予算上は六百何件かと思うんですが、予算のときにそのぐらいだったのが、決算になると結果として増えているんですよ。これはどういう状況だったのか、増えている要因というのは何だったのか、状況を教えていただきたいと思います。

以上です。

○小池善栄納税促進課長 まず、債権回収対策事業費の内訳でございますが、ほとんどは静岡地方税滞納整理機構への負担金ということになっておりまして、静岡地方税滞納整理機構への負担金の支払いが935万5,000円となっております。この内訳は、基本負担額というものの、それから、処理件数割、あとは徴収の実績割ということで計算をされております。

そのほかの費用としましては、臨時職員の賃金、それから、社会保険料、一般消耗品と滞納整理に係る旅費になります。

○深田百合子委員長 今、滞納整理機構への負担金935万5,000円の内訳を回答していただいたんですけど、それぞれが幾らなのか。それと、何件の処理をしているのか。

○小池善栄納税促進課長 滞納整理機構への移管件数は、令和元年度で95件でございます。そのうち、実際には徴収の金額で一般会計分と国保分を割り振っておりますので、件数割で、一般会計が47件、国民健康保険税が48件分の負担金をお願いしているところです。

先ほどお話ございました基本負担額につきましては、全体で10万円のうち国保で5万円、処理件数割につきましては、全体で約1,000万円のうち国保で528万円、それから、徴収実績割につきましては、全体で約800万円のうち国保で402万5,000円を負担金としてお願いしているところです。

○深田百合子委員長 それで、移管件数が95件で、その95件は全て処理が済んだということですか、この年度で。それとも何件はまだ継続しているとか、何件は差押えに回ったとか、そういうのはあるんですか。

○小池善栄納税促進課長 令和元年度に移管をした件数につきましては、全て処理が終わって、焼津市に返還をされております。処理が終わったというのは、要するに移管については1年間になりますので、その期間が過ぎると、これは完納しても完納していなくても焼津市に返還されます。

○深田百合子委員長 そうすると、完納していなくても焼津市に返還されるということは、この95件のうち何件が完納したのか。

○小池善栄納税促進課長 全体の件数での把握になりますが、それでよろしければお答えをさせていただきます。

完納の件数が42件、執行停止2件、執行停止検討が26件でございます。あとは、例えば分割納付の継続とかという形で返還されてきているのが何件かございます。残りはその件数になります。

○深田百合子委員長 半分以上が完納できていないということで、そうすると、滞納整理機構に払う金額が、それに相当の金額なのかどうかということが問われていたんじゃないかなとも思いました。

それで、差押件数が758件で増えているんじゃないかと、その理由というのは分かりますでしょうか。

それと、滞納整理機構に移管される滞納者は、金額が何千万円、何百万円以上とか、何かそういう条件があるんですか。前は、悪質な滞納者という、そんな定義だったと思うんですね。だけど、悪質って何ですかと聞いたら、よく分からなかったんですね。そうすると、何回も滞納を繰り返しているとか、何かあると思うんですが、条件が。

○小池善栄納税促進課長 滞納整理機構への移管の条件につきましては、基本的に滞納金額が50万円以上のみです。悪質とかというのは、以前はそういうことは言っていたかもしれないんですが、現状はそういった区別はしていなくて、50万円以上。その中で、こちらで財産調査をして、財産の所在がつかめるものは、基本的にこちらでその後の処分を行うと。ただ、そういったものがない場合につきましては、滞納整理機構がもうちょっと詳細な調査ができますので、そこでもつかめないものについては、執行停止、ある

いは執行停止が妥当ではないかという判断をされて、焼津市に返還されます。

差押件数の増加につきましては、年度の締めということで、件数が伸びているのではないかなというふうに思います。

○深田百合子委員長 それが理由というのは困りますけど。

○平田泰之保険年金課長 まず、令和元年度の当初予算の見込みにつきましては、過去3か年の実績で、平均の伸び率を出しまして、それを平成30年度の見込みを出した上で掛け合わせて、その金額が一般被保険者の療養給付費でいきますと80億円という形になっております。

また、これは平成30年度の当初予算ベースで比較しますと95.24%ということになっております。

また、保険税の所得種別ですけれども、令和元年度の当初で見ますと、所得ゼロの方は4.5%程度、営業等で12.7%、給与で30.1%、年金で38%、これで大体85%程度を占めておりますけれども、その他で15%という内訳になっております。これは当初課税ベースですので、その後、若干の変動はあると思います。大体年金の方と所得ゼロの方、それと、フリーターの方たちで大体5割から6割ぐらいを占めているというのが今の傾向であります。以前と比べますと、そこら辺が押し上げられて、ほかの方たちが少なくなっているというのが現状であります。自営業とか、そういう方たちが減っているというのが現状であります。

あと、県の数値目標なんですけれども、令和元年度が92.24%です。令和2年度では93.48%で、令和3年度は93.87%で、これから5年間を毎年この数字でということ聞いております。以前は、当然ながら市の実情に合わせてくださいというお話もさせていただいているんですが、県全体の収納率、いわゆる各市町の収納率自体はやはり全体的に上がっているという中で、次の目標ということで、県がこういう提示をされたと思います。

当市といたしましては、確かに数値目標というのは必要なものだと考えているんですけれども、数値目標だけを捉えて例えば徴収業務を行うのではなくて、あくまでも個々の事情に配慮した中で徴収業務を行ってきたということは納税促進課から伺っておりますので、あくまでも目安だと考えていただければいいと思います。

以上です。

○深田百合子委員長 収納率がそうやってどんどん上がっていくと、徴収を頑張らなければと。督促をもっと強めなければというふうになってしまうと、本当に国保は医療にかかるための最後のとりでですから、そこをちゃんと払えるような国保にしていけることが一番大事だし、さっきみたいに年度末になると、差押件数が増えると、そういうやり方はやっぱりまずいと思うんですよね。保険税を下げることで頑張っていたきたいと思います。

先ほど岡田委員がおっしゃった基金の入れ方も、当初予算で繰越金もないから、基金を入れないと対応できませんと。だけど、実際には医療費も伸びていない中で、当初予算で基金の繰入れを、2億6,600万円も入れているんですよね。ここがボタンがかけ違えていると私は思います。

補正予算で2億円もまた基金に戻しているわけですよ。繰越金が出たから、その分を

入れれば何とか5,000万円程度の基金でとんとんになるという計算だと思うんですけども、基金の使い方が、私はちょっと乱暴だと。こういうやり方が毎年続いていくというので、これをやっていたら国保税の引下げというのはできないですよ。今10億円あるんでしょう、基金残高が。この10億円で、今生活で苦しんでいる国民健康保険の加入者のために保険税を引き下げる。税率改正しかないんですよ。そこを去年、ずっと請願の委員会審査で今後の見通しとかを見させていただきましたけれども、ずっと同じような状況が続いている。やっぱり基金をまず取り崩して保険税引下げをする、ここが私は一番大事だということを申し上げて、質疑を終わります。

○太田浩三郎副委員長 委員長に返します。

○深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第18号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分は全会一致、認定すべきものと決定

○深田百合子委員長 暫時休憩する。

休憩(14:06~14:09)

○深田百合子委員長 会議を再開する。

認第22号「令和元年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

副委員長、交代してください。

○太田浩三郎副委員長 交代します。

○深田百合子委員長 特別徴収保険料は100%ということで、年金天引きなので100%だと思うんですが、普通徴収保険料は97.79%ということなので、件数としては何件になりますか。

○平田泰之保険年金課長 普通徴収保険料の関係ですけども、これは人数では答えられませんので、8期に分けている中で何件あったかという御回答をさせていただきます。

普通徴収分で2万4,793件です。これは1人が8回納めると8件分という形になるものですが、被保険者の資格の出入りもあるものですから、単純に8で割ればいいというものでもありませんので、件数としてそのくらいになっているというものです。

以上です。

○深田百合子委員長 総数は幾つなんですか。私は、滞納件数が知りたいんですけど、金額では現年度分が1,026万4,000円で、滞納繰越分が945万5,000円余ですけども、現年分だけでもいいんですが、総数が幾つあって、そのうちの2万何件分が納めましたと。今、納めた件数を言っていたいたんですが、分母が分からないもので。

- 平田泰之保険年金課長 分母につきましては、2万5,567件です。
- 深田百合子委員長 774回が滞納分という、回数でお聞きしたような気がしたんですが、件数じゃなくて。
- 平田泰之保険年金課長 回数といいますか、基本的には8期で納めていただきますので、8期の中で1期目が何件、2期目が何件、3期目が何件という、その総合計が今の件数になります。
- 太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。
- 深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第22号「令和元年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

- 深田百合子委員長 以上で市民部の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩(14:21~14:27)

- 深田百合子委員長 会議を再開する。  
健康福祉部所管の議案の審査に入る。  
認第18号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

- 深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田光正委員 特定健診の事業ですけれども、令和元年度の受診率を教えてください。
- 池谷智子健康づくり課長 主要施策概要報告書に、令和元年度の5月末の状況ですけれども、37.5%と記載していますが、今、8月末までの結果が出ておまして、37.8%という受診率になっております。令和元年度のものも確定するのが10月、11月ぐらいになります。
- 岡田光正委員 特定保健指導、こちらのほうは、成果がどれぐらい上がっているか。
- 池谷智子健康づくり課長 保健指導につきましては、実施率は3か月たって終了という形になりますので、例えば、3月に指導を始めた方は6月末ということで、まだ主要施策概要報告書の中には反映されていません。これも11月に確定ということになるので、ここの実施率は今後上がっていくものと思われまます。
- 深田百合子委員長 副委員長、交代してください。
- 太田浩三郎副委員長 交代します。
- 深田百合子委員長 特定健診の不用額、委託料として1,938万3,000円余。これは、実施率を100%とみなした金額に対して37.5%、この分が不用になったのか。それとも、何かほかの要らない項目があったのか。

特定健診等事業費の追加検査分、この委託料の297万4,000円は不用額、これはここに

関係するのか、それとも、また全然違うということなのか、その辺の説明をお願いします。

- 池谷智子健康づくり課長 最初の不用額、1,938万円のところですけども、当初、受診率を40%で見込みをしたんですけども、見込みよりも伸びなかったということもあっての不用額となります。

それから追加検査分のところなんですけれども、予算160万7,000円のところ決算額が146万6,424円ということで、不用額は14万円ぐらいということになっているので、こちらのほうは、他の人間ドックなどの不用額が大きいと考えられます。

- 太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。
- 深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第18号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、健康福祉部所管部分は全会一致、認定すべきものと決定

- 深田百合子委員長 認第21号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

- 深田百合子委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

副委員長、交代してください。

- 太田浩三郎副委員長 交代します。
- 深田百合子委員長 主要施策概要報告書ですが、これから65歳以上、75歳未満の人がこれから減っていったって、75歳以上の後期高齢者が増えてくるというのが、このところ、そういう状況になって変わってきたのかなというのを感じました。

所得段階別第1号被保険者数は、第9段階まで書いてございますが、11段階までありますよね。そうすると、この第9段階の2,600人の3分割した人数を教えてくださいか。9段階、10段階、11段階。

あと、保険料、普通徴収が88.3%、現年度分の収納率については、特別徴収と普通徴収を合わせたパーセントなので、厳密には、やはり普通徴収の方の収納率がどういう状況にあるのかというのが心配になると思いますが、上がってきているのか、下がってきているのか。上がっているというふうに見えていいのでしょうか。滞納世帯件数がどのぐらいになるのか、お願いします。

- 川村 仁介護保険課長 第9段階の2,600人についてですが、第9段階が1,059人。第10段階が507人。第11段階が1,034人となっております。

普通徴収の滞納者数については、令和元年度については443人となっております。件数としては2,193件となっております。

普通徴収の収納率については118.33%ということでございます。滞納繰越分については22.52%ということとなっております。

- 深田百合子委員長 第11段階はもっと再分割できる人数ではないかなと思いましたが。それから、普通徴収の滞納者が現年度分が443人で、滞納繰越分は2,193人いるという



ことでよろしいですか。

その2,193人というのは、どちらの人数のことなのか、納めた人の人数なのか、ちょっと分からないので。

○川村 仁介護保険課長 人数が443人で、通年の延べ件数ということで出しております。それが2,193件ということになっております。

○深田百合子委員長 次に、施設介護サービスは執行率が98.76%ということで、ほぼ100%なんですけれども、特別養護老人ホームの待機者が、百何人かいらっしやっと思うんですが、このパーセントですと、待機者はいないということでもよろしいですか。それとも、やっぱり何人かはまだ待機者がいるということですか。

○川村 仁介護保険課長 待機者でございますが、昨年の11月に県が発表しております、要介護度3以上で、介護者自身が要介護だったり、独り暮らしの方が入居が難しいということで、その方を待機者として見ております。その数が47名ということでございました。今年度についてはまだ集計中でございます。

○深田百合子委員長 98.76%であっても待機者は47名いらっしやるということで、今後、施設はもうしばらくは造らないということなんですけど、この待機者については、すぐ入所が必要なのか、それとも、何かと併用してサービスを受けているので大丈夫なのか、どちらの人数になるんですか。

○川村 仁介護保険課長 特別養護老人ホームについては、現在、1か所、まだ全室が稼働していないところがありまして、そこが今年中には全室が稼働するというので、待機者の方が順次入っていただくような形になるかと思えます。老人保健施設についても、1か所、全室が稼働していないところがありますので、これについても年内の稼働という予定でおりますので、そこに待機者の方々が入っていただけるような形になってくるかと思っております。

○深田百合子委員長 今年度、開始する予定だったのが遅れているということなんですか。特養と老健施設ということですね。分かりました。

それで、令和元年度は介護保険事業第7期の2年目ということでもよろしいですよ。今、令和2年度が3年目ということで、3年分の決算は来年度に審査をするということで、ただ、現在、もう介護保険事業計画第8期の策定作業に入っていますよね。アンケートとか、来年度に向けてこういうことを今、考えているよとか、その辺のことはどうでしょうか。

○川村 仁介護保険課長 現状で準備をしております、年内には事業実績算定及び保険料仮算定、事業計画素案を策定いたします。その後、パブリックコメントを行い、運営協議会へ諮問いたしまして、2月定例会には、条例案の改正ということで、上程したいと思っております。

○深田百合子委員長 今、保険料のお話があったということで、また値上げするのかしらという心配が出ちゃうんですけども、今回の決算を見まして、8億幾らかの基金が残りますよね。これを全部入れても、保険料が値上げの方向になるのか、値下げの方向になるのかというのは、今、ここでは言えないですよ。さっき言ったように、9段階、10段階、11段階のうちの、11段階が1,034人ということで、高額所得者が大勢いらっしやるということが分かりました。そこを再分割して、もう少し段階を広げていくという

ことは要望しておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。

○深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第21号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○深田百合子委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会 (15:13)